

令和6年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録

令和6年2月9日開会

多摩ニュータウン環境組合議会

令和6年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録目次

○2月9日（金）

出席議員	1
欠席議員	1
管理者等の出席	1
事務局職員の出席	1
議事日程	1
開会・開議	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
議長報告	3
管理者報告	3
第1号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号）を専決処分したこと について	5
第2号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分し たことについて	6
第3号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第4号）	7
第4号議案 令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算	9
第5号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	12
第6号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	12
第7号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	12
第8号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	12
第9号議案 多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	13
第10号議案 多摩ニュータウン環境組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	14
第11号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	14
第12号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について	15
議員提出議案第1号 管理者の専決処分事項の指定について	15
閉議・閉会	16

令和6年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会会議録

令和6年2月9日 開会

出席議員（9名）

1番 村 松 徹 君	2番 鈴 木 勇 次 君
3番 星 野 直 美 君	4番 石 川 好 忠 君
5番 新井 よしなお 君	6番 お く 栄 一 君
7番 池 田 桂 君	8番 藤 條 たかゆき 君
9番 本 間 としえ 君	

欠席議員（なし）

管理者等の出席

管 理 者	阿 部 裕 行 君
副 管 理 者	初 宿 和 夫 君
副 管 理 者	石 阪 丈 一 君
代 表 監 査 委 員	花 形 守 康 君
会 計 管 理 者	高 階 靖 哲 君
八王子市資源循環部長	真 辺 薫 君
町田市環境資源部長	塩 澤 直 崇 君
多摩市環境部長（兼）特命事項担当部長	小 柳 一 成 君

事務局職員の出席

事 務 局 長	小 林 弘 宜 君
施 設 課 長	平 松 郁 人 君
総 務 課 長	三 浦 博 幸 君
計画担当課長（兼）出納課長	岡 部 正 訓 君

速 記 士 木暮サトミ（会議録研究所）

議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議長報告
- 第4 管理者報告
- 第5 第1号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号）を専決処分し

たことについて

- 第6 第2号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- 第7 第3号議案 令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第4号）
- 第8 第4号議案 令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算
- 第9 第5号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 第6号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 第7号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 第8号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 第9号議案 多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 第10号議案 多摩ニュータウン環境組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 第11号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 第16 第12号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 第17 議員提出議案第1号 管理者の専決処分事項の指定について

午後 2 時 00 分開会・開議

○議長（村松 徹君） 本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
開会に先立ちまして、管理者より発言の申出がありますので、よろしくお願ひいたします。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） 議会開会前の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。
皆さん、ご承知のとおりであります。このたび、令和 6 年 1 月 29 日に副管理者に八王子市の初宿和夫市長が就任されましたので、議員の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。
では、よろしくお願ひします。

○議長（村松 徹君） 初宿副管理者。

〔副管理者初宿和夫君登壇〕

○副管理者（初宿和夫君） このたび、副管理者に就任いたしました八王子市長の初宿和夫です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（村松 徹君） 初宿副管理者の発言は終わりました。
ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 1 回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願ひします。



○議長（村松 徹君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日といたします。



○議長（村松 徹君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、議長において、
6 番 お く 栄 一 議員
7 番 池 田 桂 議員
を指名いたします。



○議長（村松 徹君） 日程第 3、議長報告を行います。
監査委員より、令和 5 年 10 月分から 12 月分までの現金出納検査報告書及び令和 5 年度定期監査報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。ご了承ください。



○議長（村松 徹君） 日程第 4、管理者報告を行います。阿部管理者。
〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） それでは、報告事項を 4 件申し上げます。
まず初めに、多摩清掃工場において発災しました電気設備火災についてです。
令和 5 年 12 月 15 日金曜日 18 時 30 分頃に、焼却棟 1 階受変電室の保安動力変圧器盤から出火しました。電気

主任技術者が中央制御盤の状況から変圧器圧力上昇の警報であることを確認し、火災であると判断し、電源を遮断しました。また、同時に煙を確認したことから119番通報を行い、消防隊立会いの下、二酸化炭素消火設備を作動させ、消火を行いました。その後、21時27分に消火を確認し、22時45分に照明が復旧したことから、23時10分に消防隊が撤収いたしました。

火災原因につきましては、現時点では調査中ですが、今後、出火元である変圧器の詳細な調査を実施する予定です。

この火災により、清掃工場の電力や設備の制御の中心である保安動力変圧器盤が焼損したため、通常手順での復旧ができない状況になりました。そこで、速やかな復旧のため、補正予算の専決処分を行い、現在、構成市のご協力を仰ぎながら復旧に向けた取組を進めています。

この火災に伴い、構成市である八王子市と町田市へごみ処理応援をいただいています。

さらに、1月15日から26日まで、多摩川衛生組合へ多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、ごみ処理の依頼を行い、応援処理をしていただきました。

なお、最新の情報といたしましては、2月12日の可燃ごみの通常受入れを目指し、焼却炉の立ち上げを進めています。

今後は、プラントメーカーや関係各所と調整しながら、設備の本復旧に向けた取組を進めてまいります。

2件目は、多摩清掃工場の運営状況についてです。

昨年4月から12月末までの処理区域のごみ量は、可燃ごみが3万9,410 tで、前年同期に比べ1,957 t減少しています。また、不燃ごみは1,762 tで、60 t減少、粗大ごみは1,806 tで、7 t減少しています。

なお、12月の火災により、可燃ごみ1,133 t、不燃ごみ1 t、粗大ごみ38 tは、他の施設で応援処理をしていただきました。

応援処理の状況につきましては、前回の11月議会でもご報告申し上げましたが、令和5年11月4日に発生した町田市バイオエネルギーセンター火災による応援ごみとして、可燃ごみが467 t、不燃ごみが17 t搬入されました。また、令和4年度より受入れを行っている町田市の清掃工場処理し切れない家庭系可燃ごみは、3,520 t搬入されました。

次に、環境測定結果ですが、昨年7月に測定した3号炉の排ガス中のダイオキシン類濃度は1 m³当たり法規制値の1 ng及びISO 14001で規定している自主規制運用値の0.01 ngを大幅に下回る0.0000019 ng-TEQでした。

また、昨年12月に測定しました放射能濃度の測定結果につきましては、主灰が不検出、飛灰が51.6 Bq/kgで、国の基準値を大きく下回りました。さらに、敷地境界における放射線量測定結果につきましては、0.05から0.07 μ Sv/hという結果でした。

今後も、焼却処理で発生する焼却灰等の放射能濃度や環境測定を定期的に行い、速やかに公表してまいります。

3件目は、昨年12月末までのリサイクルセンターの運営状況についてです。

来館者数は1万6,084人で、構成市で収集した粗大ごみのうち、再利用が可能なものを再生し、販売した家具などの再用品は6,188点でした。廃食器の回収につきましては、延べ371人の方の持込みがありました。

4件目は、多摩清掃工場の周辺地域との関わりについてです。

昨年12月25日に、地域交流と環境に対する関心を深めることを目的とした「唐木田クリーンアップ作戦2023」を実施いたしました。今年度も、唐木田地域の団体と事業所等12団体で構成する実行委員会で準備を進めてまいりました。

当日は、電気設備火災の影響で、急遽、計画を変更することとなりましたが、一般参加者11名を含む100名の参加をいただき、約21kgのごみを集めることができました。清掃終了後には、グループごとに記念撮影を行いました。

今後も、多摩清掃工場と周辺地域との連携をより一層深めるため、事業の充実を図っていきたいと考えております。

以上4件をご報告申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（村松 徹君） 管理者報告が終わりました。



○議長（村松 徹君） 日程第5、第1号議案「多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第1号議案について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年12月15日に発災した電気設備火災からの復旧費を計上するものです。その結果、歳入歳出予算をそれぞれ5億8,940万2,000円増額し、総額を23億5,150万6,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

第5款繰入金につきましては、施設整備基金から7,280万円と財政調整基金から5億1,660万2,000円をそれぞれ繰入れいたします。

続いて、歳出です。

第2款処理場費の5億8,940万2,000円につきましては、災害復旧費として他団体への処理委託に係る経費及び変圧器更新に係る経費、燃料費、3号炉調査委託料、発電機設備借上料などを計上するものです。

また、変圧器更新に係る経費については、年度内の執行が不可能なことから、併せて繰越明許費を設定します。

以上の補正予算につきましては、特に緊急を要するため、時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年12月16日付で専決処分したことについて報告させていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番、池田議員。

○7番（池田 桂君） 池田 桂です。

昨年12月15日に発災した電気設備火災に関して、現在の復旧状況、火災の原因、焼損した変圧器の調査とその進捗状況についてお尋ねします。

○議長（村松 徹君） 小林事務局長。

〔事務局長小林弘宜君登壇〕

○事務局長（小林弘宜君） 池田 桂議員のご質問にお答えいたします。

私からは、まず、前段の現在の復旧状況について答弁させていただきます。

今回の電気設備火災事故の復旧に向けて、基本方針といたしまして、職員、設備の安全確保を前提に、稼働可能な設備を最大限活用し、搬入されるごみを受け入れることとして、3つのフェーズを設定しました。

第1フェーズは、可燃ごみの受入れを目標とした応急復旧です。計量システムの復旧、防火防災設備の復

旧、可燃ごみクレーンの運転を条件といたしました。

第2フェーズは、2号炉の稼働を目標とした仮復旧です。焼損した保安動力変圧器に代わる変圧器の確保と電源の復旧、2号炉の定期補修工事の完了を条件としました。

第3フェーズは、原状回復を目標とした本復旧です。焼損した保安動力変圧器の更新、3号炉の復旧工事完了を条件としました。

現在、第2フェーズまで進んでおり、2月12日の可燃ごみの通常受入れを目指し、焼却炉も立上げを進めているところでございます。

今後、変圧器の損傷した原因を調査し、適切な更新をするとともに、3号炉の復旧工事も進めていく予定です。

後段のご質問につきましては、平松施設課長より答弁させていただきます。

○議長（村松 徹君） 平松施設課長。

〔施設課長平松郁人君登壇〕

○施設課長（平松郁人君） それでは、原因究明の進捗状況についてお答えさせていただきます。

今回焼損した変圧器は、油で絶縁するタイプではなく、樹脂で絶縁するモールド型と呼ばれるものになります。このため、原因究明は、変圧器を解体して、コイルの巻線間でショートしていないか、熱による樹脂の劣化はないかなどについて調査する予定です。

進捗状況としては、ここで調査する内容が固まったところでございます。この調査結果は、関係する方々と共有し、しっかり吟味した上で、変圧器の更新や保守点検の方針作成に活用していきたいと考えております。

○議長（村松 徹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第1号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案「多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（村松 徹君） 日程第6、第2号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第2号議案について、提案の理由を申し上げます。

令和5年10月13日に東京都人事委員会は、民間の支給状況を踏まえ、東京都の例月給について、公民較差を解消し、初任層に重点を置きつつ、全級全号給について給料表を引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を一般職は0.1か月、定年前再任用短時間勤務職員等は0.05か月引き上げる勧告を行いました。

このことを踏まえ、当組合が人事・給与制度を準拠している多摩市におきましては、勧告内容に合わせて令和5年4月1日に遡及して勧告後の東京都給料表に準拠した給料表を適用するとともに、勤勉手当について支給月数を引き上げ、適用時期を令和5年12月に支給する勤勉手当からとし、令和6年以降は、6月期と12月期の勤勉手当で等分する改正条例が昨年12月の多摩市議会定例会で議決されました。

当組合においては、多摩市と同様の内容で改定し、勤勉手当を昨年の12月期から反映し、給与改定による差額支給を本年1月31日に支給することといたしました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年12月22日付で専決処分したことについて報告させていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第2号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第7、第3号議案「令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第3号議案について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正予算は、電気設備火災からの復旧費及び決算見込みに基づき補正を行うものです。その結果、歳入歳出予算をそれぞれ1億6,533万7,000円増額し、総額を25億1,684万3,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

第4款財産収入の22万1,000円につきましては、施設整備基金と財政調整基金の運用利子の収入見込みに伴う計上です。

第5款繰入金の1億4,720万2,000円につきましては、施設整備基金から1億1,552万円と財政調整基金から3,168万2,000円をそれぞれ繰入れいたします。

第7款諸収入につきましては、他地区ごみ処理費と鉄屑等売却代は増加を見込み、電力量料金収入は減少を見込み、差引き1,791万4,000円の増加となります。

続いて、歳出です。

第2款処理場費は、災害復旧費として廃棄物運搬委託料及び廃棄物積み込み業務委託料、焼却棟電気設備蓄電池更新工事、3号炉復旧工事を1億7,656万8,000円増額します。また、決算見込みに伴う契約差分とし

て3,445万4,000円減額し、差引き1億4,211万4,000円を増額します。

なお、焼却棟電気設備蓄電池更新工事と3号炉復旧工事については、年度内の執行が不可能なことから、併せて繰越明許費を設定します。

第5款諸支出金につきましては、歳入における他地区ごみ処理費及び鉄屑等売却代、基金の運用利子を施設整備基金へ1,217万8,000円、財政調整基金へ1,104万5,000円をそれぞれ積み立てるものです。

これにより、令和5年度末における基金現在高は、施設整備基金が4億3,566万5,000円、財政調整基金が1億3,617万9,000円となる見込みです。

以上が補正予算の内容です。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番、池田 桂議員。

○7番（池田 桂君） 7番、池田 桂です。

今回の電気設備火災対応である災害復旧費、工事請負費の内容についてお尋ねいたします。

○議長（村松 徹君） 平松施設課長。

〔施設課長平松郁人君登壇〕

○施設課長（平松郁人君） それでは、ご質問いただきました災害復旧費のうち、工事請負費について内容を説明させていただきます。

今回の電気設備火災では、稼働中の3号炉を通常の手順を踏まず緊急停止し、また電力の復旧に一定の時間を要したことから、その影響範囲を特定することが難しく、現在調査を行っているところです。

現状では、まず、停電時に自動火災報知機や各設備の制御関係など、施設運営に欠かすことができない機能を維持するために必要な蓄電池が完全放電となったことに加え、使用年数も長いことから、その更新費用を計上させていただきました。

次に、3号炉は、突然電気が遮断され、各設備の急な停止により大きな負荷がかかりました。このため、今回、排ガス処理設備で重要なろ過式集じん機のバグフィルター交換費用を計上させていただきました。

今後は、調査結果を踏まえ、必要な復旧工事について、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

なお、復旧工事につきましては、年度内執行が不可能なことから、併せて繰越明許費を設定させていただいております。

私からは以上となります。

○議長（村松 徹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第3号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案「令和5年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第4号）」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第8、第4号議案「令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第4号議案について、提案の理由を申し上げます。

政府は、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指し、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現を掲げる「経済財政運営と改革の基本方針2023」を令和5年6月16日に決定しました。賃金の上昇は、工事費や委託料へ波及することが予想されます。また、世界的なエネルギー、資源等の価格高騰や国際的なサプライチェーンの構造変化により、一部には原材料調達価格の上昇、製品の納期や工期の長期化などの影響が既に生じています。本組合の経営環境に変化をもたらすこれらの要因に対し、引き続き、その動向を注視する必要があります。

また、構成市においては、基礎的自治体の役割として、市民の命、健康、生活を守ることを最優先とし、市民の経済活動や環境衛生を支える取組を切れ目なく行わなければなりません。

さきに挙げたように、日本経済の先行きが不透明な中、構成市は、物価高騰や公共施設の老朽化などの課題に対応しながら、脱炭素化、公民連携、行政のデジタル化等によるデジタルトランスフォーメーション導入などに取り組んでいます。また、行財政においても、各事業の有効性や手法を見直して、持続可能な運営を堅持していくことが求められています。

予算編成に当たり、当組合では、「中期経営計画・ビジョン2027」を着実に実行する年として、計画の着実な推進を目指すとともに、多摩清掃工場の安全で衛生的な運転を前提として、合理的で効率的な経営を行うための予算を編成いたしました。

令和6年度は、光熱水費の上昇を織り込み、脱臭用活性炭入替え、機器補修工事、不燃粗大ピット散水設備設置工事等を実施いたします。

今後も、経営方針である「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」を目指し、地域の信頼と期待に応えられるよう着実に取り組んでまいります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算の内容について、事務局長より補足説明をいたさせます。

○議長（村松 徹君） 小林事務局長。

〔事務局長小林弘宜君登壇〕

○事務局長（小林弘宜君） それでは、令和6年度当初予算案について、第4号議案資料の令和6年度予算の概要を基に補足説明をいたします。

1ページをお開きください。

こちらは予算編成の基本的な考え方で、組合の予算編成方針になります。

2ページは、令和6年度予算の見積方針として掲げました2項目について説明しております。

令和6年度予算の規模につきましては17億1,661万1,000円となり、前年度と比べて3,718万7,000円、2.2%の増加となりました。

次に、3ページ、4ページの予算の主な内容をお開きください。

まず、3ページ、歳入では、第1款分担金及び負担金が13億9,059万5,000円と、前年度比27.0%の増加となりました。

構成市別の負担金内訳につきましては、下の表のとおり、八王子市が5億268万7,000円で全体の36.2%、町田市が1億9,392万6,000円で13.9%、多摩市が6億9,398万2,000円で49.9%となっております。

第2款使用料及び手数料につきましては、自動販売機の設置使用料、敷地内の電柱用地の使用料、リサイクルセンターの多目的室使用料でございます。

第4款財産収入につきましては、基金の利子収入を見込みました。

第5款繰入金の内訳につきましては、施設整備基金から不燃粗大ピット散水設備設置工事の財源として1,239万7,000円、財政調整基金から財源調整として4,682万9,000円を繰り入れます。

第6款繰越金につきましては、令和5年度予算額の2%、3,360万円を見込みました。

第7款諸収入につきましては、新規の収入である電力容量市場収入のほか、売電収入の単価の上昇を見込んだ一方、他団体のごみ処理費のうち、町田市支援ごみ処理費がごみ搬入量の削減により減少となったため、合計では2億3,249万5,000円と、前年度と比べて3,630万6,000円、13.5%の減少となりました。

次に、4ページの歳出についてです。

第1款議会費につきましては517万8,000円で、前年度比12.8%の増加となりました。主な要因は、視察費用の増加です。

第2款処理場費は16億2,725万5,000円で、前年度と比べて1.7%の増加となっております。その内容は多様な事業から成っておりますが、主な取組として、機器補修工事、不燃粗大ピット散水設備設置工事や脱臭用活性炭入替えなどを実施します。また、光熱水費の上昇分を見込みました。

第3款公債費につきましては、一時借入金の設定限度枠5,000万円の利子見込額として17万5,000円を計上しました。

第4款予備費につきましては、前年と同額の1,000万円を計上しております。

第5款諸支出金につきましては、売電収入の2分の1などを施設整備基金と財政調整基金に分けて積み立て、施設整備基金の積立額が59万1,000円、財政調整基金の積立額が7,341万2,000円となっております。売電収入に連動し、前年度比で928万4,000円増加しています。

最後に、5ページの基金の現在高について説明いたします。

施設整備基金につきましては、売電収入から30万9,000円と運用に係る利子の28万2,000円を積み立てる一方、1,239万7,000円を取り崩し、工事に充当することで、年度末残高は4億2,385万9,000円となることを見込んでおります。

財政調整基金につきましては、売電収入から7,312万円、運用に係る利子の29万2,000円を積み立てる一方、財源調整のため繰入金として4,682万9,000円を取り崩すことにより、年度末残高は1億6,276万2,000円となることを見込んでおります。

令和6年度当初予算の補足説明につきましては、以上でございます。

○議長（村松 徹君） 補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番、池田 桂議員。

○7番（池田 桂君） 7番、池田 桂です。

歳入の確保についてですが、予算概要では「負担金に安易に依存することなく、電力量料金収入や鉄屑等売却代といった、組合独自の歳入確保に努める」としてありますが、2024年度予算案において、具体的にどのような方策が取られているのかお尋ねします。

また、今後の見通しとして、構成市からのごみ減量に伴う搬入量の減少、それに伴って売電収入の減といったことも生じていくと思われま。将来的に見て、例えば電力量料金収入の増などは見込めなくなると思

われますが、このあたりの見通しについてもお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（村松 徹君） 三浦総務課長。

〔総務課長三浦博幸君登壇〕

○総務課長（三浦博幸君） ご質問のございました前段の部分、歳入の確保における具体的な取組についてお答えいたします。

当組合では、「中期経営計画・ビジョン2027」において組合独自の歳入事業の検討を掲げ、管理棟会議室等の貸出し、フィルムコミッション等への施設の外部利用を想定した施設利用料の改定、ネーミングライツの利用、施設への有料広告掲出事業などについて、導入の可能性を検討しております。

令和6年度の具体的な取組としまして、令和5年度に取り組んだ施設整備基金及び財政調整基金の新たな運用手法により利子収入が増加した実績を踏まえ、利子収入の増収を図ります。

また、その他の取組としましては、効率的なごみ処理計画を行うことにより、焼却炉をなるべく止めずに運転し、そこで発電した余剰電力の売却収入を見込んでおります。

ほかにも、電力広域的運営推進機関が開設した容量市場に参加することによる増収、アルミ・破砕鉄・廃自転車・羽毛布団などについて競争入札を行うことにより、適正な価格での売却を見込んでおります。

歳入の確保の取組につきましては、引き続き検討・対応をまいります。

○議長（村松 徹君） 平松施設課長。

〔施設課長平松郁人君登壇〕

○施設課長（平松郁人君） ご質問いただきました後段の部分、将来的な電力量料金収入の見込みについてお答えさせていただきます。

電力量料金収入は、売電単価の影響も大きいので一概には言えませんが、ごみ搬入量の減少に伴い、将来的には減っていくことが予想されます。発電量は焼却施設の稼働日数と比例しているため、発電量を増やすためには、施設が稼働する日を増やし、停止する日を減らすことが有効となります。

これまでは、ごみ搬入量の減少に合わせて焼却施設を停止し、発電していない状況で不燃・粗大ごみ処理施設が稼働するための電気を購入していました。そこで、電気に関する収支をよくするため、焼却施設の1炉当たりの定格能力、日量200tに対して、185tでも安定して運転できるノウハウを蓄積し、稼働日数をできるだけ多く確保できるごみ処理計画を立てています。

少しでも多くの歳入を確保するため、このような工夫を継続していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（村松 徹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第4号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第4号議案「令和6年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（村松 徹君） この際、日程第9、第5号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第12、第8号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの4案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第5号議案から第8号議案について、一括して提案の理由を申し上げます。

第5号議案から第8号議案まで、当組合が人事制度を準拠している多摩市において、関連する条例が改正されたことを受け、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、配偶者に関する規定について、届出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップの相手方として東京都等のパートナーシップ宣誓制度を利用し、宣誓した者で、同居し、かつ生計を一にしているものを含める改正を行うものです。

なお、改正条例の施行は、令和6年4月1日を予定しています。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第5号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第5号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第6号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第6号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第7号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第8号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第8号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（村松 徹君） 日程第13、第9号議案「多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第9号議案について、提案の理由を申し上げます。

主な改正内容は2点あります。

1点目として、東京都の最低賃金が令和5年10月1日より1,072円から1,113円に改定されました。また、人事・給与制度を準拠している多摩市の労務報酬下限額が1,109円から1,113円に改定されたことから、会計年度任用職員のうち補助スタッフについて、短期事務補助員の報酬単価を1,113円に改定します。

また、東京都の最低賃金は令和5年10月1日から改定されているため、本条例も令和5年10月1日に遡及して適用することといたします。

2点目として、パートナーシップ宣誓制度への対応を図るため、配偶者に関する規定について、パートナーシップの相手方として、東京都等のパートナーシップ宣誓制度を利用し宣誓した者で、同居し、かつ生計を一にしているものを含める改正を行うものです。

なお、改正条例の施行は、令和6年4月1日を予定しています。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第9号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第9号議案「多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第14、第10号議案「多摩ニュータウン環境組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第10号議案について、提案の理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことに伴い、当該条例において引用する法の条項番号を改正法に合わせて改めるものです。

なお、改正条例の施行は、令和6年4月1日を予定しています。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第10号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案「多摩ニュータウン環境組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第15、第11号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第11号議案について、提案の理由を申し上げます。

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業に関し、必要な事項を定めるため、本案を提出するものです。

自己啓発休業制度は、多様化、高度化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進する観点から、職員自らの意思に基づき、職を保有したまま大学等における課程の履修または国際貢献活動のために休業することを認めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第11号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第16、第12号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第12号議案について、提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法第26条の2の規定に基づき、職員が公務能力向上のため、大学等の教育施設で修学する場合の部分休業に関し、必要な事項を定めるものです。

修学部分休業制度は、複雑かつ高度化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進する観点から、職員自らの発意に基づいて大学等の教育施設で修学する場合において、公務に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、2年を超えない範囲で1週間の勤務時間の2分の1を超えない時間について、勤務しないことを認めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第12号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第12号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） 日程第17、議員提出議案第1号「管理者の専決処分事項の指定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番、藤條たかゆき議員。

〔8番藤條たかゆき君登壇〕

○8番（藤條たかゆき君） ただいま議題となっております議員提出議案第1号について、提案の理由を申し述べます。

地方自治法第180条第1項の規定において、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により指定したもののについては、地方公共団体の長において専決処分することができるとされております。

議会の委任による専決処分事項の指定であります。平成24年の臨時会において議員提出議案として議決されてから10年を経過し、運用の実態と他団体の事例を踏まえ、専決処分事項の見直しに当たり、議決を求めるものです。

見直した内容は、和解、損害賠償及び訴えの提起について、50万円以下としていたところを100万円以下に見直し、議決が必要な工事請負契約について、契約金額の10%以内の額に係る変更契約で、かつその増減額が3,000万円を超えない額にあるものについては専決処分を認める内容が適当であると考え、本議案を提出するものです。

議員の皆様におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村松 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議員提出議案第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村松 徹君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議員提出議案第1号「管理者の専決処分事項の指定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（村松 徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（村松 徹君） 以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

会議を閉じます。これにて令和6年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時53分閉議・閉会

多摩ニュータウン環境組合議会 議長 村 松 徹

議員(6) お く 栄 一

議員(7) 池 田 桂